



定期第526号 令和4年12月9日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
682	令和4年度クリーニング師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
683	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
684	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	同
685	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
686	指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した件	障がい福祉課
687	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
688	特定第2号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
689	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
690	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
691	道路の区域を変更する件	道路整備課
692	同	同
693	道路の供用を開始する件	同

**【告示】**

番 号	表 題	担当課名
6 9 4	徳島小松島港港湾計画の変更の概要を公示する件	運輸政策課
6 9 5	令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を公表する件	出納局会計課

**【病院局告示】**

番 号	表 題	担当課名
1 4	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	
1 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

徳島県告示第六百八十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和四年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和五年二月九日（木曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識及び技能

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

五 受験願書等の請求先

徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）

六 受験願書等の配布期間

令和四年十二月十四日（水曜日）から令和五年一月十二日（木曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）

七 受験願書等の提出期間

令和五年一月四日（水曜日）から同月十二日（木曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十二日までの消印があるものに限り受け付ける。

八 受験願書等の提出先

受験者の住所を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあつては、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課に提出すること。

九 受験願書の添付書類

- 1 履歴書（市販のものに写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を貼付すること。）

2 受験票

十 受験手数料

七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

十一 持参するもの

受験票及び筆記具

十二 合格発表表

令和五年二月十五日（水曜日）に徳島県庁西側掲示板及び徳島県のホームページにて合格者の受験番号を発表する。

### 十三 得点の開示

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る）

（は、合格発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間）に、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

### 十四 試験についての問合せ先

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八・六二一・二二六

四）、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局

徳島県告示第六百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社インスパイア	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル三階	訪問介護ステーション 心笑	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル三階	訪問介護	令和四年九月三十日	令和四年十月三十一日
株式会社ケーズワイクス	吉野川市山川町堤外五番地 一七	訪問看護ステーション ほたる	吉野川市山川町川田一〇四 三グリーンハイツ山川B 一〇二号	訪問看護	同 十四日	同
イツモスマイル株式会社	徳島市佐古二番町五番一 一	デイサービスセンター い恵	徳島市仲之町二丁目一四番 地	通所介護	同 三十日	同

徳島県告示第六百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成長三六番地一	ヘルパーステーションこはな	板野郡藍住町勝瑞字成長三六番地一	訪問介護	令和四年十一月三十日

徳島県告示第六百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日		
株式会社ケースワークス	合同会社インスパイア	徳島市蔵本町二丁目一一番地 ダイバーシティビル三階	訪問看護ステーション 笑福	徳島市蔵本町二丁目一一番地 ダイバーシティビル三階	訪問看護ステーション ほたる	吉野川市山川町堤外五番地 一七	吉野川市山川町川田一〇四三 グリーンハイツ山川B 一〇二号	介護予防訪問看護	令和四年九月十四日	令和四年十月三十一日
						同	同 二十九日	同		

徳島県告示第六百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第二十九条第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成 長三六番地一	ヘルパーステーション ここはな	板野郡藍住町勝瑞字成 長三六番地一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和四年十一月三十日

徳島県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ国府店

徳島市国府町桜間字銭亀四〇番三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和四年徳島県告示第四百九十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた

件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講ずること。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講ずること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

歩行者の安全を確保するとともに、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講ずること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については可燃ごみ及び資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

施設運営時における騒音の低減に努めること。

周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別すること。

分別した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和及び街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和四年十二月九日から令和五年一月九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第六百八十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
長原加入区	長原漁業協同組合の地区	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）及び主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第六百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査を行った者の名称

海陽町

二 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

三 成果の名称

海部郡海陽町（久保字板取 宍喰六一一、六一二）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

海部郡海陽町久保字板取（宍喰六一一地区及び宍喰六一二地区）

五 認証年月日

令和四年十二月一日

二一 調査を行った者の名称

海陽町

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

三 成果の名称

海部郡海陽町（四方原字杉谷、字小鍋、字余口西谷及び余口東谷の各一部）、（浅

川一一一）、（四方原三一一）外（大里十一一）、（海南一一一）、（海部一一一）

の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

海部郡海陽町浅川字福良、字鯖瀬口、字小鯖瀬、字小鯖瀬口、字大砂、字鍛冶屋、

字別当、字粟浦口、字天神前、字柳内、字片山、字大田、字イナ、字中川、字堂ノ本

及び字一宇谷の各一部（浅川一一一地区）、四方原字杉谷、字小鍋、字余口西谷及び

字余口東谷の各一部（四方原三一一地区）、大里字東井ノ口、字西井ノ口、字大井櫛

、字大鍋、字小鍋及び字大坪の各一部（大里十一一地区）、吉野字吉字の一部並びに

多良字梅田、字三反田、字土取、字井櫛ノ本、字上ゴソ、字大縄及び字上中須の各一

部（海南一一一地区）並びに高園字馬路及び字沖前の一部並びに野江字南前及び字大

谷の各一部（海部一一一地区）

五 認証年月日

令和四年十二月一日

徳島県告示第六百九十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

阿南市細野町長手六一の一、六一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び阿南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四九二号	美馬市木屋平字川井一〇二番一 地先から 同 先まで	旧	五・〇〇一四・六	三三三〇・〇
	美馬市木屋平字川井一〇二番一 地先から 同 先まで	新	一一・九〇三四・八	二七六・二

徳島県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島環状	徳島市徳島本町二丁目五 番一地从ら 同 安宅二丁目一五六 番一地从まで	新	旧 二二・六〇三〇・八	一、五二一・六

徳島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 一般国道

四九二号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
同 番一地先まで	美馬市木屋平字川井一〇 二番一地先から 三三		二七六・二	令和四年十二月九日

徳島県告示第六百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、徳島小松島港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾計画の変更の概要

令和三年徳島県告示第六百八十九号（徳島小松島港湾計画の変更の概要を公示する件）によりその概要を公示した徳島小松島港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 係留施設計画  
浮棧橋

地区名	公共用又は専用の別	基数	用途
万代中央	公共用	一	旅客船用

2 港湾環境整備施設計画  
緑地

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	八（八）	工業用地
赤石	三（三）	緑地

3 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	〇（〇）	港湾関連用地
	八（八）	工業用地
	三（三）	緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

4 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	〇（〇）	港湾関連用地
	七六（七六）	工業用地
	五（五）	緑地
	一（一）	港湾関連用地

赤石	本港	
	一 一七 一七	交流厚生用地
七 七	一七 一七	港湾関連用地
	七 七	工業用地
	七 七	緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部運輸政策課

徳島県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により、令和三年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県出納局会計課、県庁ふれあいセンター、徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県病院局告示第十四号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
X線透視撮影装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日  
令和四年十月十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社大一器械  
徳島市川内町平石若宮三四〇番地
- 五 落札金額  
四千四百七十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和四年八月三十日

徳島県病院局告示第十五号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
県立三好病院・院内ネットワーク機器更新業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和四年十一月四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社徳島支社  
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額  
八千九百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号